

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算について

当院はオンライン資格確認において以下の体制整備を行っています。

- オンライン請求を行っています
- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧、または活用できる体制を有しています
- 電子処方箋の発行を行っています
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です（令和8年5月31日までの経過措置）
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています

これにより厚生労働省の定めに基づき、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

医療情報取得加算	初診時	1点(月1回に限る)
医療情報取得加算	再診時	1点(3月に1回限り算定)

医療DX推進体制整備加算	初診時	12点(月1回に限る)
--------------	-----	-------------

※マイナンバーカードの利用率に応じて点数が変動するため請求点数が変わる可能性があります

医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しておりますのでご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。